

いのちとくらしをまもる
防災減災

流域治水

令和6年7月30日
中部地方整備局河川部
浜松河川国道事務所
天竜川ダム再編工事事務所
天竜川上流河川事務所
天竜川ダム統合管理事務所

天竜川水系河川整備計画（大臣管理区間）を変更しました ～【中部初】気候変動の影響を踏まえた河川整備計画への変更～

中部地方整備局は、天竜川水系において近年の出水の状況、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、今後概ね30年間の河川整備の実施内容をまとめた「天竜川水系河川整備計画（大臣管理区間）」（以下「河川整備計画」という。）を令和6年7月30日に変更しました。

新たな河川整備計画では、さらなる河道掘削や既存洪水調節施設の最大限活用と洪水調節施設の強化、土地利用を踏まえた流域治水対策などの被害軽減対策を行うことを計画しています。

引き続き各水系において、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の見直しを進めてまいります。

□資料 天竜川水系河川整備計画（大臣管理区間）の変更概要

（河川整備計画変更本文については下記にて公表しております）

https://www.cbr.mlit.go.jp/hamamatsu/river/seibi_tenryu/

□配布先 中部地方整備局記者クラブ、浜松市政記者クラブ、飯田市記者クラブ、
駒ヶ根市記者クラブ、伊那記者クラブ、諏訪湖記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省中部地方整備局河川部河川計画課（総括）

課長 奥山 聡俊志 課長補佐 堀江 隆生

電話：052-953-8148（河川計画課直通）

国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所（愛知県・静岡県内に関わる事項）

副所長 栗山 康弘 流域治水課長 田中 祐太

電話：053-466-0116（流域治水課直通）

国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所（長野県内に関わる事項）

副所長 菊池 五輪彦 流域治水課長 国京 正隆

電話：0265-81-6415（流域治水課直通）

天竜川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更概要

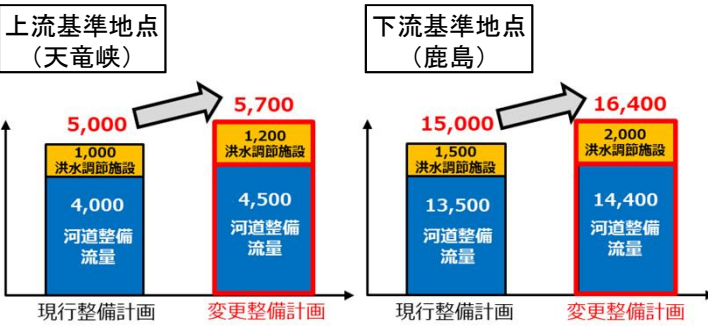
- 河川整備計画とは、河川法の三つの目的である「治水」、「利水」、「環境」と「総合的な土砂管理」の整備・管理を達成できるよう、今後の川づくりについて具体的に示す計画であり、法律で定められたものです。
- 天竜川水系河川整備計画(大臣管理区間)は、地域の皆様や学識者のご意見を踏まえ、平成21年7月に策定しておりますが、近年の出水の状況、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、令和6年7月に変更しました。
- 本計画の対象期間は、概ね30年としています。

整備計画目標流量の変更

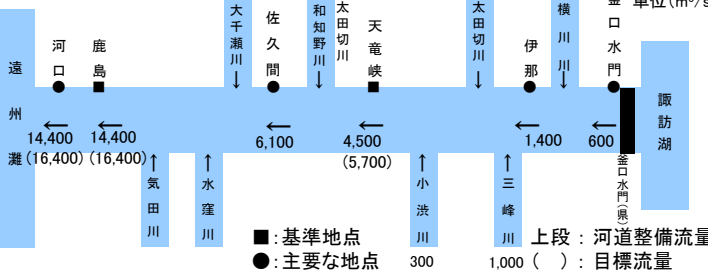
- 戦後最大規模相当となる昭和58年9月洪水と同規模の洪水が気候変動後(2℃上昇時)の状況において発生しても、釜口水門放流量の段階的な増量分を含め洪水を安全に流下させることを目標とします。

河川名	地点名	目標流量	洪水調節施設による洪水調節量	河道整備流量(河道の整備で対応する流量)
天竜川	天竜峡	5,700 m³/s	1,200 m³/s	4,500 m³/s
	鹿島	16,400 m³/s	2,000 m³/s	14,400 m³/s

河道と洪水調節施設の配分流量



流量配分図(変更整備計画)

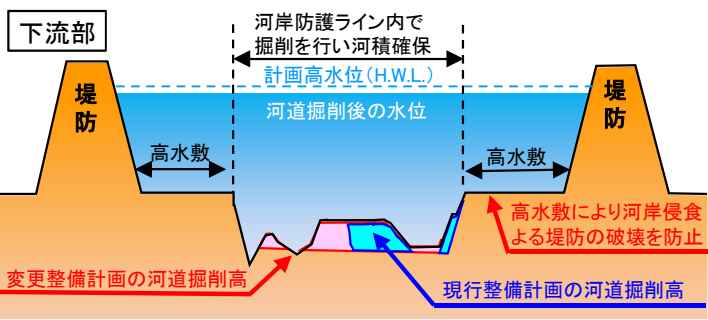
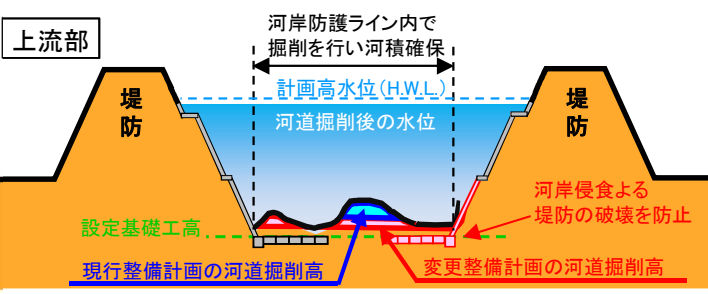


洪水調節機能の強化(上流域における治水機能増強検討調査)

- 既設美和ダムや小渋ダム等を最大限活用した事前放流や操作方法の見直し、治水・利水の貯水容量の再編等について調査・検討を行い、必要な対策を実施します。
- また、さらに洪水調節機能の増強が必要な場合には、既設ダムの放流能力の増強・堤体の嵩上げ、新設ダム等に関する調査・検討を行います。



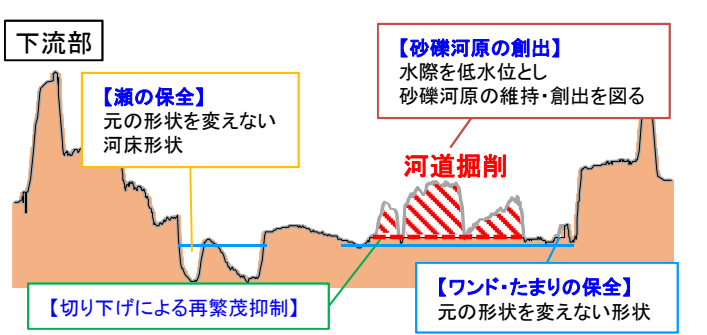
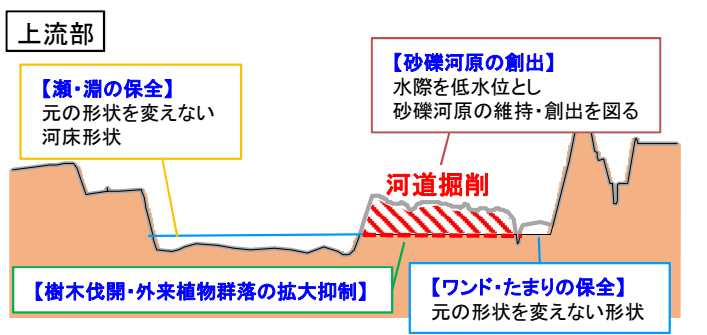
河道掘削のイメージ



河川環境の創出

- 流域全体にわたる生態系ネットワークの形成に寄与する良好で多様な動植物等の生息・生育・繁殖環境の保全を図りつつ、河川水辺の国勢調査等、定期的なモニタリングを行いながら、河川改修や維持管理、自然再生事業等により、生物多様性の向上と地域活性化とを両立した良好な自然環境の保全・創出を図ります。

河川環境創出のイメージ



瀬

ワンド・たまり

天竜川水系河川整備計画(大臣管理区間)の変更概要

流域治水を踏まえた流域対策の推進

- 集水域と河川域、氾濫域を含めて一つの流域と捉え、流域のあらゆる関係者で被害の軽減に向けた「流域治水」へ転換を図ります。
- 既設ダムの洪水調節機能の強化、田んぼ貯留の普及・拡大や、開口部が有する遊水機能と排水機能の保持、水害リスクを踏まえた土地利用・立地の誘導を行います。
- さらに、企業版BCP作成支援、住民の確実な避難に向けたマイ・タイムライン作成支援等の推進によるハード・ソフト一体となった対策により被害軽減を図ります。

霞堤等の開口部が有する遊水機能と排水機能の保持

○歴史的な治水の知恵として継承されている霞堤等の開口部が有する洪水時の遊水機能と排水機能を保持します。

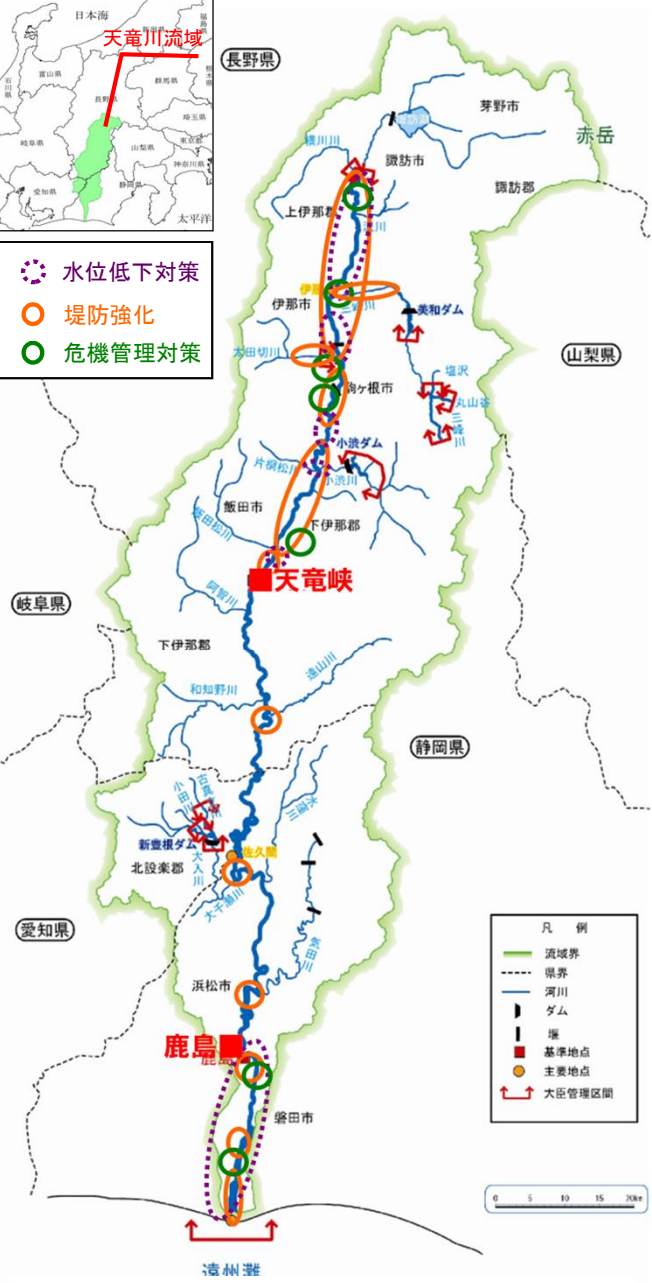


昭和36年6月(三六災害)
三峰川の霞堤により、右岸堤防を越水した洪水を本川に還元した痕跡が残る

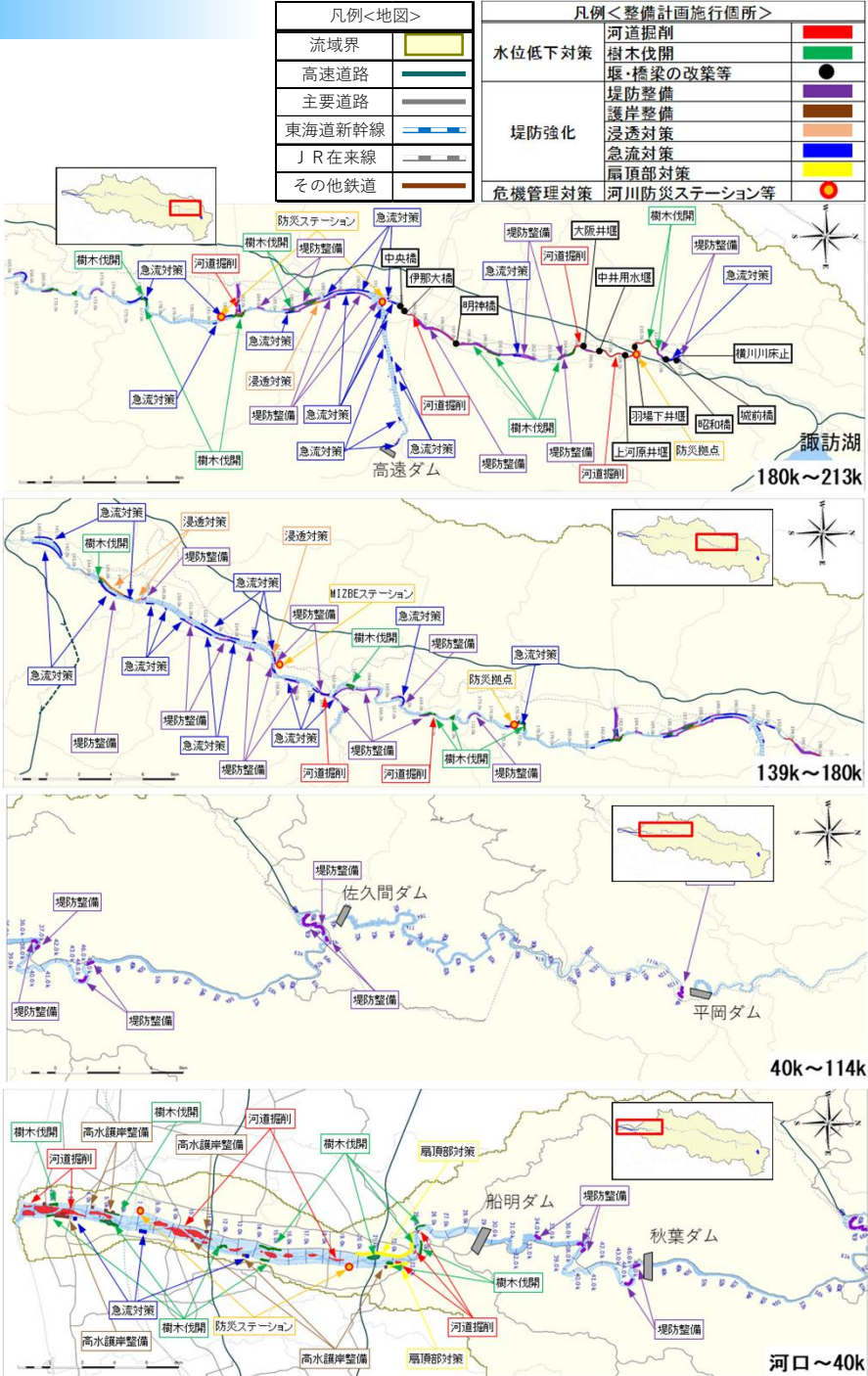


平成18年7月(梅雨前線豪雨)
霞堤による治水効果の維持【浸水が想定される土地利用制限】

変更河川整備計画の主な整備メニュー



河川整備計画に基づく整備位置図



気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の変更水系

(---) 今回、気候変動の影響を踏まえた河川整備計画の
(---) 見直しを行った水系：1水系

全水系数：13



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

○当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

○河川の整備の基本となるべき事項

- ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
- ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容 (計画対象期間 : 20~30年間程度)

○河川整備計画の目標に関する事項

○河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画の
案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

河川整備計画の
決定・公表

意見聴取

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川工事、河川の維持

河川法（昭和39年7月10日法律第167号）（抄）

（河川整備計画）

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。

2 （略）

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。

6 （略）

7 前三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。